

令和5年8月3日開会

議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和5年8月3日(木)  
午後2時00分開会  
場 所 米子市淀江支所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 組合議会の新型コロナウイルス対策の変更について
  - (2) 採決の方法について
  - (3) 議会運営委員会の開催日程について
  - (4) その他
- 3 閉 会

~~~~~

出席委員(5名)

委員長	今城 雅子	副委員長	米本 隆記
委員	奥岩 浩基	委員	森岡 俊夫
委員	山本 芳昭		

~~~~~

## 欠席委員(0名)

~~~~~

出席議員(2名)

議長	稲田 清	副議長	荒井 秀行
----	------	-----	-------

~~~~~

## 議会担当職員

書記長 瀬尻かおり 書記 近藤 隆

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分 開会)

○**今城委員長** それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。本日は、閉会中にも関わりませず、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

~~~~~

### 2 協議事件

○**今城委員長** 早速ではございますが、日程2、協議事件に入りたいと思います。(1)組合議会の新型コロナウイルス対策の変更についてを議題といたします。

本組合議会の新型コロナウイルス対策といたしましては、会議開催時のマスクの着用については、個人の判断に委ねることといたしました。それ以外の対策については、対応が決まっておりませんので、本日も協議をお願いしたいと思います。

それでは、担当から説明をお願いいたします。

瀬尻書記長。

○**瀬尻書記長** 書記長の瀬尻でございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、座ったままで説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧くださいませでしょうか。本組合議会では、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じてきたところでございますが、本年5月から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行となりました政府の方針を踏まえまして、マスク着用以外の対策について、ご協議いただきたいと思います。

資料のほうで、2に今現在の対策を表記しておりますけれども、御覧のとおり、消毒液の設置と委員会の議場での開催、この2つ以外の対策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大前に戻す対応とさせていただきますと考えております。

表の一番上から順番にいきまして、議場扉については、現在、開放した状態で会議をしておりますけれども、開放はしないということで。ただし、休憩時や委員会の入れ替え等の際に適宜空気の入替えを行う対応をさせていただきたいと思っております。

2番目の議場内の簡易衝立、こちらはアクリル板でございます。こちらでも設置しないという対応にさせていただきたいと思っております。

それから、消毒液の設置でございますけれども、新型コロナウイルス感染症がまだ収束に至っていないことから、引き続き議場入口に設置させていただきたいと思っております。なお、利用については個人の判断に委ねたいと考えております。

傍聴者の人数制限でございます。傍聴規則の定員17人のところ、現在9人に制限させていただいておりますが、これは制限を設けずに傍聴規則上の17人とさせていただきたいと思っております。

それから、委員会の議場での開催ということですが、議会運営委員会以外の常任委員会、特別委員会につきましては、感染前は淀江支所内の会議室を使用させていただいておりますが、会議室の確保が困難な場合があること、また、移動の際に時間を要するとか、それから議場内であればマイクなどの音響設備がある、ということなどから、引き続き議場で開催させていただきたいと考えております。

以上のコロナ対策の変更を今月の18日開催の臨時会より適用させていただければと考えております。

鳥取県のホームページを見ますと、感染者が再度増加傾向にあるというところと、8月1日には全県対象に新型コロナ注意報が発令されております。このような状況から、今後も感染状況を注視しながら、再度コロナ対応が必要となる状況になりましたら、また皆さんで協議させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 担当から説明は終わりました。委員の皆様から御意見等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** では、御意見等ございませんということですので、8月の臨時会からこのような対応とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** では、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項の(2)採決の方法についてを議題としたいと思っております。

本件は、1月30日の議会運営委員会の時に、山本委員から御意見を頂戴し、2月9日の議会運営委員会でも御協議をいただき、持ち帰りとなった案件でございます。鳥取県東部、また中部の状況についての資料を作っていただいておりますので、担当から説明をお願いいたします。

瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** 資料2の1を御覧ください。中部ふるさと広域連合と東部広域行政管理組合の採決方法を、それぞれの事務局のほうに聴き取りさせていただきましたので、その内容を御報告させていただきます。

中部ふるさと広域連合は、本会議、委員会のいずれも簡易表決でございました。

東部広域行政管理組合は、本会議は電子表決システム、委員会は挙手による表決でございました。この本会議での電子表決システムといいますが、議場内の各議席に設置してあります賛成、反対のボタンを操作する方法でございまして、令和元年に鳥取市さんが新本庁舎を建て替えされた際に、導入したということをお伺っております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 担当からの説明は終わりました。委員の皆様から持ち帰り案件でもございましたので、御意見を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

**○山本委員** 私からよろしでしょうか。

**○今城委員長** 山本委員。

**○山本委員** この件につきましては、西部町村議会議長会の中でこれを諮っていただきたいということがあって、この委員会のほうに私が申し出をさせていただいた経過があると思っております。ここでは個人的な考えということで聞いていただければと思います。西部町村議会議長会の会長としてでなくてですね、一委員の意見として聞いていただければと思いますが、今までどおりでいいんじゃないかなという気をしておりまして、異議のない場合は簡易表決でいいんじゃないかなというふうに思っております。西部の議長会の中でありましたのは、異議を申し立てなくても反対の気持ちがある場合があるので、簡易表決は望ましくないという意見があったのですが、それまでの質問とか質疑の段階でだいたい表明できると思っておりますので、異議のない場合は簡易表決もありだというふうに私は思います。

**○今城委員長** ありがとうございます。ほかにはございますか。

じゃあ、順番でもよろしいですか。森岡委員。

- 森岡委員** 山本委員がいいということであれば。
- 今城委員長** これまでどおりで。はい、では奥岩委員。
- 奥岩委員** そうですね。山本委員さんからのご意見がございましたが、今までどおりで私もよいかと思いますので、お願いします。
- 今城委員長** 米本委員。
- 米本副委員長** 私も同じくですね、もし異議があれば、異議ありでそこで表決していただければ結構だと思いますので、このままで結構です。いいと思います。
- 今城委員長** ありがとうございます。では、皆さん、現状のままでということで御協議をいただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

私のほうから確認としましてですが、議会の会議規則のほうにも、運営の仕方というところで起立または挙手をするということをお認めの上で、異議がない場合は簡易表決をしてもよいということになっておりますので、先ほど皆様からの御意見もありましたとおりに、委員会の中でも採決に向けての討論として御異議があるということでしたら、そこできちっと表明をしていただくということもですし、本会議でも委員会でも、例えば賛成多数であったりとか、全会一致であったりとかで、委員長報告があったとしても、その内容に異議があるということでしたら、きちんとした形でその場で討論をしていただく、もしくは質疑も踏まえて討論をしていただくということもお願いをするということをお踏まえて、そういう意思の表明がないということであれば、委員長も議長も簡易採決をすることができるということにさせていただくという申し合わせとしての形にさせていただければと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

- 今城委員長** では、そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項の（３）でございます。議会運営委員会の開催日程についてを議題としたいと思います。

本件についても、1月30日の議会運営委員会の時に、山本委員から御意見を頂き、2月9日の議会運営委員会でも御協議いただき、持ち帰りとなった案件でございます。

この件についても、鳥取県東部と中部の状況についての資料を作っておいてありますので、担当から説明をお願いします。

瀬尻書記長。

- 瀬尻書記長** 資料2の2を御覧いただけますでしょうか。中部、東

部から聴き取りを行いまして、その結果を報告いたします。

議会運営委員会の開催日程につきましては、中部ふるさと広域連合は、表記のとおりでございまして、定例会は本会議の2、3週間前に開催、臨時会は当日の開催が多いということでした。東部広域行政管理組合は、おおむね本会議の7日前に開催しているということでした。

議案説明につきましては、中部、東部のいずれも実施しているということですのでございます。資料に記載はないんですけれども、説明者のほうは、中部の場合は事務局長と消防局長が説明されるということで、東部は副管理者が説明されるということでした。

説明は以上でございまして。

**○今城委員長** 担当からの説明は終わりました。委員の皆様からの御意見はございますでしょうか。

まず、資料についての御意見、御質問などありましたら、お願いいたします。ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** そうしますと、持ち帰りということにもさせていただいておりますので、まずこの持ち帰りをしていただいたところでの前回の問題点というのがいくつかあったかなと私も思っておりますので、その点について、まず1つ目は議案説明を西部広域行政管理組合では事前に行っておりませんが、他の中部、それから東部では議案説明を実施をされているというところがあります。まず、その議案説明をこの議会運営委員会でしているのではないだろうかというようなこともあるのでしょうかということも前回お話をしてまいして、それならば事前に議案説明をするべきではないかということも踏まえてのお話だったのではないかというようなことを申し上げたと思うんですけれども、それについて結局、当組合議会のほうで議案説明をしていないということについて、課題として一つ明確になったんですけれども、今後、事前に議案説明を行うというように変更するのかどうかということも、まず、皆様に御協議をいただく、もしくは御協議をいただいた上で持ち帰りということをお提案ということでしたら、新たな案件での考え方ですので、少し皆様に御協議いただければというふうに思っておりますが、御意見などございましたらお願いします。

米本委員。

**○米本副委員長** この議案説明というのは、議会運営委員会のほうでの議案説明ということでしょうか。

**○今城委員長** 現状としては、ごめんなさい。中部、東部においては、



どのような形で議案説明を行っているのか分かりますか、担当のほうで。分かるようでしたら。

瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** あまり詳しくは聞いてないんですけども、聴き取りをした結果、中部は議会運営委員会で簡単に説明をされるということで。ただ、当初予算の議案につきましては、全員協議会を開催して説明されるということでした。

東部のほうは、定例会の会期が2日間ございまして、議会運営委員会でまず議案の説明を行いまして、それから定例会の初日の散会后に、中部と同じく全員協議会を開きまして議案を説明されるということでした。以上です。

**○今城委員長** 米本委員。

**○米本副委員長** 結局、変な言い方すると、議会運営委員会だけで議案の説明を受けても何にもならないと思いますよね。そういうところでいくと、議会運営委員会だけで議案の説明を受けるか受けないかということはいらないような気がするんですよ。

ですから、私は議案説明っていうのはなしでいいのかなと思いますけど。それをしないのであれば、当日開催で十分できるんじゃないかなというふうに思います。議案について説明があるのであれば、議案が提案されたときに皆さんが質疑していただくんで、それで十分間に合うんじゃないかなというふうに考えますが。

**○今城委員長** はい、ありがとうございます。ほかに委員の皆様、ございますか。ありませんでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** ということですので、事前の議案説明はこれまでどおりしない、そして、議案に疑義があるということでしたら、議案質疑の通告を出していただいた上で、当日議案の質疑をしていただく。当然、事前の質疑の通告がなくても、当日通告なしの質疑もできなくはないですよ、会議規則上。ですので、それも含めて、当日に議案上程された後に質疑をするという形にさせていただくということにしたいと思いますので。

そうなりますと、議会運営委員会を事前に開催をするということへの必然性がないのかなというふうにも思うのですが、皆さんの御意見はいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** そうしましたら、せっかくの御提案を頂いておりましたが、事前の議案説明をすることにはならないということですし、実

際当局のほうにも確認をいたしました。各議長さんが広域の議員さんになっていらっしゃるということで、今の日程以上に日程を入れるということもとても難しそうでしたし、当局もそれ以外に日程を取っていくということもなかなか難しいというお話であるようですので、これまでどおりの形で当日の議会運営委員会の開催で、当日の議会運営の流れについての確認をさせていただくということを主な内容としての運営のやり方ということにさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の（４）その他でございますが、担当及び委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 よろしいでしょうか。

稲田議長、荒井副議長から何かございましたら、お願いいたします。

〔「ございません」と稲田議長、荒井副議長〕

~~~~~

3 閉 会

○今城委員長 承知いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午後2時18分閉会）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今 城 雅 子